

新型コロナウイルス感染症の感染防止に留意した春季休業日  
及び新年度における区立学校・幼稚園の対応について

- 1 春季休業日における学校等の対応について  
関係感染症の感染防止に十分留意した上で、通常の長期休業日に準じた対応を行う。
  - (1) 幼稚園 預かり保育：実施する。
  - (2) 小学校 学童保育：実施する。  
校庭遊び場開放：実施する。(開放時間は学校による)
  - (3) 中学校 部活動：密集や接触を避けるなど、感染防止の対応策を講じた上で、校庭で活動する部活動のみ実施することができる。
  - (4) その他 春季休業期間、預かり保育、学童保育は通常対応し、キッズ・プラザや児童館等は時間を区切って学年別に対応する。
  
- 2 始業式及び入学式・入園式について  
規模及び時間を短縮して実施する。  
※ 状況が急変し、何らかの変更をする場合は3月30日(月)までに判断する。
  - (1) 始業式(学年最初の登校日)
    - ア 日時 令和2年4月6日(月)
    - イ 登校時間 通常登校・園とする。  
※ 小学校は、校庭で連絡等を行いそのまま下校する。  
(雨天の場合は、玄関・廊下等での密集を避けながら教室で行う。)
    - ※ 中学校は教室に入り、放送による始業式を実施する。その後諸連絡や入学式の準備等を行い、学年ごとに下校する。
  
  - (2) 入学式・入園式
    - ア 日時 小学校：令和2年4月6日(月)、中学校：令和2年4月7日(火)  
幼稚園：令和2年4月8日(水) \*開式時刻は学校・園による。
    - イ 参列者 入学児童・生徒又は入園児とその家族(各家庭2名まで)  
※ 来賓は参加しない。  
※ 在校生は、原則として式に参列しない。参列させる場合は、代表の言葉を話す児童・生徒のみとするなど最小限の人数とする。
    - ウ 授業日 授業日として取り扱う。  
※ この日に限り保護者から感染防止に係る申し出があった場合は、欠席しても出席の扱いとする。
  
- 3 4月7日(火)以降について  
通常通りの授業日とし、4月7日(火)～10日(金)は給食なしの午前授業とする(幼稚園も弁当なしの午前保育)。給食は13日(月)からの提供を予定しているが、関係感染症の状況を見極めて3月30日(月)に判断する。  
※ 状況が急変し、4月7日以降何らかの対応を行う場合は、4月3日(金)までに判断する。その場合でも4月6日(月)は予定通り登校する。
  
- 4 宿泊行事・遠足等
  - ・ 4月の中学校山中湖移動教室は中止する。
  - ・ 4月の遠足・校外学習については、学校の判断で中止または5月以降に延期する。
  - ・ 5月以降については、別途通知する。